

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月

時期ははっきりと覚えていないが、何かお知らせが来たので、妻と一緒にA市役所へ出向き国民年金の加入手続をした。その際、職員が私と妻の年金手帳に国民年金の加入記録を記入してくれた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、1か月と短期間であるとともに、申立人と一緒に加入手続をしたとするその妻は納付済みである。

また、申立人が申立期間直後に勤務した会社を管轄するB年金事務所に確認したところ、国民年金第3号被保険者該当の処理を行い、第3号被保険者期間の間に第1号未加入期間が生じた被保険者に対しては、文書で加入勧奨を行っていたとの回答が得られたことから、夫婦はその勧奨を契機に、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、加入手続の際、A市職員が夫婦の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に国民年金加入記録を記載してくれたと述べており、夫婦が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、同一と思われる筆跡で国民年金加入記録（資格取得及び資格喪失年月日）が記載されていることが確認できることから、その主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの期間及び5年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年3月まで
② 平成5年1月から同年3月まで

20歳のころ、A社会保険事務所(当時)から年金手帳が郵送されてきた。その後、保険料は滞納していたため、同事務所に電話して納付書を郵送してもらった。納付書と現金を母親に渡し納付してもらったはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の合計は10か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①と②の間の平成4年11月及び12月分の国民年金保険料について、時効到来前に納付しており、それ以降の納付済期間についても、時効到来前に納付している期間が一部確認できることから、申立人は、未納を積極的に解消しようとした姿勢が見受けられ、申立期間の保険料のみ未納とすることは考え難く、申立期間の国民年金保険料も同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母親は、申立人の申立期間の国民年金保険料をB金庫で納付したとしているところ、同金庫は、昭和54年4月2日から国庫金の歳入代理店であり、過年度納付することが可能であったことが確認できることから、申立人の母親の供述は信^{びょう}憑性が高いと考えられ、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和31年8月1日から32年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年4月10日から32年5月1日まで
② 昭和32年9月25日から33年2月1日まで

A社における厚生年金保険の記録が、昭和32年5月1日から同年9月25日までの期間となっているが、31年10月又は11月の松茸狩り、32年1月の新年会の写真を所持しており、同社には中学卒業後、31年4月から33年1月までずっと正社員として勤務していた。同社退職後、すぐに次の勤務先であるB社に転職しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和31年8月1日から32年5月1日の期間について、31年10月の松茸狩り、32年1月の新年会、同年6月の職員旅行に申立人が参加していたことを複数の同僚が供述しており、申立人及び同僚が保管する写真にも写っていることから、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、上記写真に写っている同僚は、申立人を除き、当時、全員が厚生年金保険の被保険者となっており、申立人と同期で昭和31年3月に中学を卒業し同年4月に入社した6名は、同年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚の供述によれば、当時、A社に所属していた従業員は20名程度であったとしており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者数とほぼ一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の昭和 31 年 8 月における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 31 年 4 月 10 日から同年 8 月 1 日までの期間について、A社の職員旅行の写真及び複数の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「当時は中学卒業後、新卒で採用された者について、一定の期間をおいて厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 31 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、同僚からは、申立人の当該期間におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は昭和 32 年 9 月 25 日に資格喪失となっており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致する。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月から17年4月まで

私は、A社に平成16年6月1日から17年5月29日まで勤務していた。同社に勤務中、毎月の給料は24万円くらいであったにもかかわらず、ねんきん定期便により、標準報酬月額が、入社した16年6月から同年8月までは24万円だが、同年9月から17年4月までは19万円に減額されていることを知った。当時の給与明細書などの資料は無いが、源泉徴収簿の写しがあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、A社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成17年5月29日）の後の平成17年6月10日付けで、さかのぼって19万円に減額訂正されている上、申立人以外に、同僚1名についても標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した源泉徴収簿の写しによると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額である24万円以上の給与を支給されていたことが確認できる。

さらに、A社は、平成22年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「平成22年3月31日に会社を休業したため資料は何も残っていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成17年6月10日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正が行われたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である24万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社B支店）における資格喪失日（昭和42年8月31日）及びD社E工場（現在は、C社F事業所）における資格取得日（昭和42年9月4日）に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月31日から同年9月4日まで

私は、昭和24年4月にD社に入社し、60年6月に定年退職するまで37年間継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、42年8月31日から同年9月4日までの1か月が空白になっている。45年3月1日付けで20年以上勤務表彰も受けており、申立期間において勤務していたことは明白であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和42年1月から同年12月までの給与明細書、G健康保険組合の記録及びC社からの回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B支店からD社E工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店における資格喪失日及びD社E工場における資格取得日については、G健康保険組合の記録において確認できる資格喪失日が昭和42年9月1日であることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主は、申立人の資格喪失日及び資格取得日についてオンライン記録のとおり届出しており、社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和

42 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年3月まで

昭和45年10月に勤めていた会社を退職し、その後、場所はよく覚えていないが国民年金の手続に行った。46年の家計簿には国民年金保険料を支払った記載があり、当時、A市役所B支所で支払った記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に勤めていた会社を退職した後、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が唯一所持する年金手帳（三制度共通。昭和49年以降に使用）は50年5月に交付されている上、申立期間直後の49年4月から50年3月までの国民年金保険料がさかのぼって納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、そのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持している1冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和44年3月の婚姻後は、申立人が家計をすべて任されていたと述べており、申立期間について申立人の夫は国民年金保険料を納付済みであることから、申立人が所持する46年の家計簿に記載されている一人分の保険料は、申立人の夫の国民年金保険料と考えるのが自然である。

加えて、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 10 月 1 日から 25 年 3 月 1 日まで
② 昭和 25 年 8 月 31 日から 27 年 1 月 5 日まで

昭和 23 年 10 月、叔父の経営する A 社へ役員として入社し、青果物の購入、販売を行っていた。仕事柄、B 地方、C 地方、D 地方など日本各地へ出張したが、途中で退社したなどということは無く社会保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は確認できないものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 25 年 3 月 1 日以前に資格を取得している者はいない上、同日に資格取得した同僚は、「私たちが厚生年金保険の資格を取得した時から、厚生年金保険の加入が始まった。」旨の供述をしていることから、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえる。

また、上記の同僚からは、厚生年金保険の資格を取得する以前から保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、同時期に勤務していた複数の同僚に照会したが、A 社における資格喪失に係る経緯や資格喪失後の保険料控除に係る関連資料及び周辺事情についての供述を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前記の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 25 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 8 月 31 日に資格を喪失後、27 年 1 月 5 日に A 社において再度資格を取得しており、整理番号にも欠番は無く、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録も当該被保険者名簿と一致しているのが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月16日から36年3月7日まで
近所のA氏に勧められ、B社（現在は、C社）に養成工として入社し、約6か月間週給を受け、その後、臨時工として入社したと記憶している。職場は、当時D部門で課長はE氏であった。次にF部門に変更され夜勤となり、流れ作業に従事した。当時の塗装は設備が悪く体調が悪くなり、病院の検査で「心臓が悪い。」と言われ、仕事も無い時代であったが、退職した。同社のものと思われる昭和35年の給与袋及び給与明細が出てきたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB社の社名が記載された給与袋に添付してある給与明細には、「失業保険料」及び「健康保険料」欄に金額が記載されており、両保険料が控除されていることが確認できるものの、「年金保険料」欄には金額の記載が確認できない。

また、「失業保険料」及び「健康保険料」の控除額は、昭和22年12月1日公布の（旧）失業保険法による日雇労働被保険者の負担すべき保険料及び28年8月14日公布の（旧）日雇労働者健康保険法による日雇労働者健康保険料と一致する上、申立人は、「臨時工として入社したと思う。」と供述していることから、B社において申立人は、日雇の臨時工として勤務していたことが推認できる。

さらに、上記の健康保険の適用対象者は、厚生年金保険の適用から除外されることとなることから、申立人は、申立期間においてB社に係る厚生年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番は無い。

また、申立人は、B社の同僚の氏名を苗字しか覚えていないことから、これらの者を探すことができず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない上、事業主は申立人の申立期間に

ついて厚生年金保険の加入は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から2年5月21日まで

A社の本社はB県C市にあったが、私はD支店で面接を受けて入社し勤務した。当時一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険被保険者記録があるのに、自分には記録が無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店長及び同僚の証言並びに当時の申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同様の業務内容で勤務していたとする複数の同僚について、申立人と同様に、A社において厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できない。

また、当時、A社において社会保険事務を担当していた者は、「当時は従業員について入社後すぐに厚生年金保険の加入手続をしていたわけではなく、社長の一存で決めていた。」と証言しているほか、複数の同僚は、「実際に勤務した期間に比べて厚生年金保険の記録が短い。」と証言している。

さらに、A社は平成15年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から事業所照会について回答が得られないため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月6日から10年12月4日まで
申立期間の標準報酬月額が、A社（現在は、B社）で支給された給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、厚生年金保険の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された手帳に記載された給与及び厚生年金保険料控除額と推認できる金額は、オンライン記録と一致している上、当該期間を除く申立期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立人のA社における厚生年金保険料の控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、B社は、当時の賃金台帳等関係資料は保存していないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録上の申立人の申立期間における標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 10 年 3 月 31 日まで、親族が経営する A 社に在籍していた。厚生年金保険の被保険者資格が同年 3 月 31 日に喪失していることに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚（申立人の姉、弟）は、申立期間も継続して A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社は、平成 10 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主（申立人の父）は死亡し、その妻（申立人の母）も病気のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、事業主夫婦が被保険者資格を取得した昭和 58 年 4 月から A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 12 月 1 日までの期間に退職した 19 人の被保険者資格喪失日を確認したところ、1 日付けで資格喪失している者が 3 人しか確認できない上、申立人と同様に同年に資格喪失している申立人の両親及び姉弟の資格喪失日は、適用事業所でなくなった日（平成 10 年 12 月 1 日）に喪失している姉を除き、月末喪失となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 11 日

A事業所から、年2回支払われる賞与について、従来同日で2枚の賞与明細書に分けて支給を受けていた。社会保険事務所（当時）への届出については、合算して届出がされていたが、平成19年6月の賞与は、合算せず一方の賞与のみの届出となっていた。申立期間の賞与明細書を添付するので、厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る平成19年6月8日の標準賞与額は63万円と記録されていた。

一方、A事業所は、賞与額に誤りがあったとして、平成21年10月23日に、19年6月11日の賞与を76万9,000円にする処理が行われているものの、当該手続の時点では、政府が厚生年金保険料を徴収する権利は時効（2年間）により消滅していることから、当該手続によって記録訂正された部分については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

また、申立人から提出された申立期間の13万9,650円の賞与明細書には、標準賞与額に見合う厚生年金保険料は控除されていない上、A事業所は、平成19年6月11日の賞与に係る厚生年金保険料の差額分を別途徴収していたとしており、「申立人から徴収した日は、当事業所の通帳に入金した日とほぼ同じ日である。」と回答しているが、同事業所の通帳の記載から、厚生年金保険料の差額分が徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年を経過した時点であることが確認できる。

また、申立期間の63万円の賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致する。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても、当時の賞与から保険料が控除されていないことから、特例法のあつせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。